

## 品川区行政評価委員会の傍聴に関する取扱要領（案）

制定 平成 23 年 7 月 日 品川区行政評価委員会決定

### （目的）

第 1 条 この要領は、品川区行政評価委員会（以下「委員会」という。）の公開基準に基づき、その傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （傍聴人の定員）

第 2 条 傍聴人の定員は、委員会会場の状況に応じて委員長が決定する。

### （傍聴できない者）

第 3 条 次に該当する者は、委員会の傍聴を認めないものとする。

- （ 1 ）銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- （ 2 ）はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- （ 3 ）はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者
- （ 4 ）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者
- （ 5 ）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （ 6 ）酒気を帯びていると認められる者
- （ 7 ）その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

### （傍聴人の守るべき事項）

第 4 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （ 1 ）委員会の審議における言動に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （ 2 ）騒ぎ立てないこと。
- （ 3 ）食事、喫煙、または談笑しないこと。
- （ 4 ）みだりに席を離れないこと。
- （ 5 ）その他委員会の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

### （撮影、録音等の禁止）

第 5 条 傍聴人は、委員会において撮影、録音等を行ってはならない。

### （要領違反者に対する処置）

第 6 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### （補足）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が決定する。